

平成29年度事業計画

(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

当協会は、これまで高度化、多様化する情報通信ネットワーク社会において安心・安全なデータ通信実現のための各種事業に取り組んできた。具体的には、「情報通信セキュリティ対策」と「情報通信分野における人材育成」を2本柱として実施してきており、平成29年度もこの方針に変更はない。

迷惑メール相談センター、タイムビジネス等の「継続事業」においては、総務省や関係企業等と密接な連携をとりながら社会からの強い要請にこたえていくとともに、「公益目的支出計画」を確実に実施していく。併せて、協会の社会貢献内容について積極的に広報していく。

他方、国家試験実施事業、プライバシーマーク審査事業等の「収益事業」においては、公平・公正な事業運営により社会からの信頼を確保するとともに、今後の協会発展のためのスキル、ノウハウを蓄積していく。

事業を取り巻く環境は急激に変化しており、新規分野における事業構築を進めながら既存業務の見直し・再編を積極的に実施することにより、これら「継続事業」と「収益事業」の全体バランスをとりながら、中長期的に安定した経営を目指す。

1 情報通信セキュリティ対策

(1) 迷惑メール送信適正化業務

迷惑メール送信適正化対応は、不断の取り組みが欠かせない。近年、従来の広告宣伝メールとは異なる形態の迷惑メール（架空請求メール、フィッシングメール等の詐欺メール）の増加に伴い、メールを入口とした犯罪被害が複雑かつ深刻化しており、被害拡大を防ぐため、利用者のリテラシー向上と防止技術の普及促進が重要な課題となっている。

平成29年度は、このような課題に対処するため、従前の大枠

は維持しつつも、一部業務の合理化・効率化を図り、関係者との連携を密に、より重要度の増している業務（メール利用者のリテラシー向上と防止技術の普及促進）への対応を強化していく。具体的には、「迷惑メール相談センター」において、以下の業務に取り組む。

【迷惑メールに関する情報収集及び情報提供】

- ①電話相談窓口における情報収集及び情報提供
- ②特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（以下「特電法」という。）違反メール情報の収集及び情報提供
- ③自らをメール受信者とした特電法違反メール情報収集及び関係者への情報提供
- ④迷惑メール対策関係者に対する迷惑メール判定データベースでの活用のためのメール情報提供
- ⑤その他迷惑メールに関する動向等の情報提供

【迷惑メール対策の効果的推進に向けた関係組織等との連携】

- ①産学官連携の場の「迷惑メール対策推進協議会」事務局運営及び迷惑メール対策関係者との連携・情報共有
- ②国内 I S P（インターネットサービスプロバイダ）への特電法違反情報の提供と契約約款に基づく措置の働きかけ
- ③迷惑メール対策を行う海外組織・団体との連携及び違反情報交換

【リテラシー向上と防止技術普及に向けた周知啓発活動】

- ①ホームページ・青少年向け携帯サイト（キッズサイト）等を通じた迷惑メール対策情報の提供
- ②各種冊子等の啓発ツール、イベント等を通じた利用者に対する対策等の情報提供
- ③迷惑メール対策関係者と連携した迷惑メール防止技術の普及啓発活動

【特定電子メールの送信の適正化等に関する調査】

- ①迷惑メール対策のための技術動向調査
- ②国内外における迷惑メールの実態及びその対策（制度的な対策を含む。）に関する調査

(2) タイムビジネス

電子記録がある時点で存在したこと及びその後改ざんされていないことを証明するタイムスタンプは、ICT社会における重要なセキュリティ基盤のひとつであり、利用の更なる拡大を図っていく。

タイムスタンプは、電子帳簿保存法の税務関係書類スキャナ保存制度改正により利用が増加傾向であるとともに、特許庁及び独立行政法人工業所有権情報・研修館においてタイムスタンプ保管サービスが開始される予定である。

また、昨年、EUにおいて、電子証明基盤を構築するための法的な制度(eIDAS)が開始され、EU域内で共通の枠組みに基づき電子取引等のトラストサービスが提供されており、我が国においても電子証明基盤構築の一層の推進が重要と考える。

そこで、平成28年度は、タイムビジネス協議会の設立10周年を機に、同協議会の次なる10年の活動ビジョンを「e-トラスト・ジャパン宣言！」として発表するなどタイムスタンプにとどまらずトラストサービス全般にまで活動の視野を拡げることとした。

平成29年度は、タイムビジネス協議会においては、「e-トラスト・ジャパン宣言！」の実現に資するべく、産学官連携によるトラストサービス全般を視野に入れたフォーラム創設等の新たな取組みの検討を開始する。

また、会員増への取組みを継続するとともに、タイムスタンプの導入促進に資するよう昨年から開始した中央官庁へのタイムスタンプに関する説明会の開催を引き続き企画する。

タイムビジネス認定センターにおいては、政府の制度改正に伴うタイムスタンプ利用増という追い風を受けて想定される新規申請及び既存事業者の更新申請への対応を着実に行う。

また、新規事業としてタイムスタンプに係るサービスの提供形態の多様化に対応し、認定タイムスタンプを利用したASP(アプリケーションサービスプロバイダ)等の登録制度を開始する予定である。

(3) 電気通信分野における個人情報保護

当協会が運営する「電気通信個人情報保護推進センター」に一般消費者から寄せられる苦情・相談件数は、ここ数年減少傾向にある。

一方で、可搬型電子記憶媒体の紛失や不正アクセスによる大量の個人情報の漏えい事案が相変わらず発生しており、当協会が認定個人情報保護団体として認定した対象事業者（会員）はもとより、対象を広げたすべての電気通信事業者における個人情報保護に関する継続した取組みが必要とされる。

平成29年度は、改正個人情報保護法が全面施行される予定であり、当協会が認定個人情報保護団体として作成する「電気通信事業における個人情報保護指針」について、制度改正を反映した改訂版を公表していく。

また、認定個人情報保護団体として、新制度で設けられた「匿名加工情報の取扱いに関する業務」を実施すべく、個人情報保護委員会に当該業務の追加申請を行っていく。

さらに、認定個人情報保護団体として、新制度及び新指針の内容の周知を図るため、全国11都市において、電気通信事業者向けの新制度説明会の開催を企画するとともに、この機会を捉え、新たに中小規模の電気通信事業者からの個人情報保護に関する相談窓口を創設することにより、この説明会の場等を通じて認定個人情報保護団体の対象事業者への加入促進活動も行っていく。

「電気通信個人情報保護推進センター」業務においては、消費者からの対象事業者における個人情報の取扱いに関する相談の迅速かつ適切な処理等を通じて、電気通信分野における個人情報保護の一層の推進を図る。これに加えて、プライバシーマーク審査事業との連携を図り、効率的な事業運営に努める。

(4) プライバシーマーク審査

平成28年度は、改正個人情報保護法全面施行への対応準備、従業員等に配布されたマイナンバーの各企業等による取得開始、プライバシーマーク制度準拠規格である JISQ15001 の改正に向けた動向等、個人情報保護に関する制度・運用が大きく動いた1

年であった。

一方、ビジネスや公共サービスの実務においては、個人情報にまつわる事故が増大の一途をたどっており、プライバシーマークに対する産業界の期待・要請も増大している。

当協会のプライバシーマーク審査業務は開始から10年以上経過し、審査申請数は年々確実な伸びをみせており、平成29年度も前年度を上回る申請が予想される。

こうしたプライバシーマーク取得意欲を背景に、審査業務の質的向上と効率的運営、審査員の増強を推し進め、電気通信事業者を中心とした産業界のニーズに適切に伝えていくことにより、期待に応える審査数、認定数達成を目指していく。

また、平成27年3月に開始した「情報法制研究会」は、シンポジウムを累計4回にわたり実施し、個人情報保護やプライバシーをめぐる様々な議論の場として研究者や有識者の期待を集めており、当協会の取組みの一端を各方面に周知するとともに、広い意味での社会貢献につなげる機会として平成29年度も継続していく。

さらに、こうした場を通じて獲得した知見を審査対象事業者を含む産業界にも還元していくために、事業者向けのセミナーの開催を企画する。

2 情報通信分野における人材育成

(1) 電気通信主任技術者試験及び工事担任者試験

当協会は、電気通信事業法に基づく電気通信主任技術者試験及び工事担任者（ネットワーク接続技術者）試験の指定試験機関として、試験問題及び解答にミスがないこと並びに試験実施においてトラブルがないよう業務を確実に実施している。

平成28年度の受験者数は、平成27年度と比べ、電気通信主任技術者関係で前年度比△4.3%、工事担任者関係で△8.7%といずれも減少した。電気通信主任技術者試験の申請者数は、平成25年度以降増加の傾向にあり、平成28年度においては前年度の申請者数を下回ったものの、平成26年度比では4.0%増

加している。これに対して、工事担任者試験の申請者数は、平成21年度以降減少しており、平成28年度においては前年度に比較して大きく減少した。

こうした状況下、特に、工事担任者試験の受験者減少の要因については注視していかなければならない。当面の対策としては、工事担任者資格を必要とする工事を明確にし、コンプライアンスを訴求する行動を起こすよう所管官庁部署と連携していく必要がある。また、建設業法との関連において工事担任者資格を有する者に対する優遇策を求めていく必要もある。こうした協会外への働きかけに加えて、協会としても実務経歴証明書作成説明会の開催、教育機関や企業に対する受検勧奨などの本部・支部連携による周知活動を展開することで少しでも受験者減少に歯止めをかけるための活動は、引き続き必要である。

一方、継続的に支出の削減に取り組んでいくが、さらに受験者の減少が続く場合は、支部の統廃合、試験問題作成工程の合理化、試験会場集約等を考慮せざるをえない。このための方法論も現実のものとして意識しておくことが肝要である。

(2) 電気通信主任技術者講習

平成27年4月からスタートした電気通信主任技術者講習については、電気通信主任技術者は選任から1年以内の講習及び講習終了後3年以内の再講習が義務付けられており、平成27年度、28年度で伝送交換技術、線路技術の講習を東京、名古屋、大阪はる及び福岡で実施し、約1,300人が受講した。

平成29年度は、人事異動等で新たに選任された者が対象となることから、28年度同様200人程度の受講者と想定し、7月から受付けを開始し、9月、12月に伝送交換技術及び線路技術をそれぞれ2回、計4回を東京で実施する。そのための講習会場及び講師の確保も図っていく。

また、平成30年度からの再講習の実施を控え、登録更新を上半期中に行うこと並びにカリキュラム更新等の総務省告示変更も想定されることから、新たなテキストの執筆や執筆者の確保、会場や講師の確保等29年7月ごろから本格的な準備を進めて

いく。

(3) eラーニングによる「工事担任者養成課程」(eLPIT)

我が国で初めての試みとしてスタートした研修と資格取得が一体となったeラーニングによる「工事担任者養成課程eLPIT」は12年目を迎え、平成29年8月ごろ、eLPIT開校からの総受講生が13,000人を超える見込みである。大口ユーザーの申込みは減少し厳しい状況ではあるが、年間900人の受講申込みを目標に、今後も企業の技術者育成研修として利用していただけるよう(一社)情報通信エンジニアリング協会、(一社)情報通信設備協会等との連携を強化し、更に企業訪問を行い、普及活動を積極的に推進していく。

厚生労働省認定の「一般教育訓練給付制度」も8年目を迎え、多くの受講生がこの制度を活用している。平成29年度も引き続き、こうした給付制度を周知しつつeLPITの受講生拡大を図っていく。

昨年よりeLPITアプリでの学習を開始し、7月からはアンドロイド端末での学習も可能となり、受講生の学習環境の利便性が向上した。平成29年度はiOS端末での学習を検討し、学習環境の利便性向上に努め、受講申込数の増加に繋げたい。

(4) 情報通信エンジニア資格制度

平成17年度に工事担任者規則が改正され、知識・技術の向上に対する努力義務が規定された。これに応えるものとして、最新の知識・技術の保持を認証する民間の制度として、新たに「情報通信エンジニア資格制度」を開始し、平成29年度は10年連続更新者が3割を超えると予想されている。

新規資格取得者の増加率が小さくなり全体数が減少していることから、平成29年度においても、この制度の周知宣伝を実施するとともに、スキル要件等の見直しを行うための「スキルアップガイドライン委員会」を開催し、資格取得者に対する更新研修等に反映させていく。また、ニューズレターのメールやWeb配信、専用ホームページによる情報発信を行い、取得者の増加と定着化に努めていく。

更新研修を修了した資格者に対して、5年間連続で「情報通信エンジニアゴールド」、10年間連続で「情報通信エンジニアプラチナ」という称号を付与認定することで更新者の継続を図る。情報通信エンジニア資格者が多数在籍している企業や学校に対する優良団体表彰については見直しつつも、引き続き実施し、本制度の定着・拡大を図る。また、(一社)情報通信設備協会が実施する「LAN認定制度」との連携も継続していく。

3 企画広報活動

当協会は、「情報通信セキュリティ対策」と「情報通信分野における人材育成」を2本柱として実施してきたが、昨年にテレコム・アイザック部を分離・独立させるなど、協会を取り巻く事業環境は急激に変化しており、新規の業務を創設し、加えて既存の業務を見直すなど、中長期的に安定した経営を目指していく必要がある。協会が各部門で行ってきた事業により得られた知識やネットワークその他の強みをその部門にとどまらず、協会全体で共有し、総合力を発揮し、収益につなげていく必要がある。

また、ニュースリリースを配信するなど積極的な広報活動により協会の活動内容について一層の周知を図るとともに、各部門の活動の一部を協会全体の広報活動として捉え、協会や各部門の新規会員獲得等につなげていくことも重要となる。

こうしたことを実現していくため、組織横断の総合企画調整を発揮できるよう、昨年10月に「企画広報委員会」及び「企画広報室」を創設することとした。

平成29年度は、「企画広報委員会」及び「企画広報室」が中心となって、総合企画調整機能を発揮し、各部門が抱える諸課題に対して中長期的な観点から総合的な視点で対応を進めるとともに、次のとおり従前の広報活動の見直しと内容の充実・強化も進めていく。

(1) ホームページの内容の充実・強化

当協会のホームページは、更新が少なく、また、プッシュ型の配信機能がないなど広報活動を行うのに十分な品質と機能が具備されていない状況にある。そこで、平成29年度は、コンテン

ツの追加、機能の追加、全体デザインの改善等を行い、ホームページの内容の充実・強化を図る。

(2) 機関誌の記事内容の充実・発信強化

従前より、当協会は機関誌「日本データ通信」を発行し、賛助会員その他の関係者に向けて情報発信を行ってきた。平成29年度は、機関誌の内容の一層の充実を図るとともに、読者層の拡大を図るべく、紙媒体とホームページの双方を用いて各種記事を発信することにより、協会の活動状況の一層の周知を図る。

(3) 日本データ通信協会 ICTセミナー

当協会は、情報通信分野に関する知識及び技術を習得する場を提供することを目的として「日本データ通信協会 ICTセミナー」を実施してきた。平成29年度は、東京2回、大阪1回の開催を行う。また、新たに情報通信セキュリティ本部各部門に属する会員等にも開催案内を送付することにより、多方面の関係者への情報提供の機会として活用していく。